

文書館だより

第8号

昭和62年1月

近代前期における

公立医学校の消長とその背景

群馬県立文書館
運営協議会委員
丸山知良



一、公立医学校の設立

「文部省第五年報」(明治十年)によれば、公立医学校は加賀国金沢大手町の金沢医

学所の設立を筆頭にして設立された。

明治八年の越前国福井佐佳枝町の福井

医学所や、佐賀医学校、明治九年の武藏

国浦和宿の医学校、上野国群馬郡前橋町

の医学校、下野国橡木城内村の橡木医学

校、明治十年の富山医学所、長崎医学校、

広島の医学校、伊勢国の医学校、陸奥国

弘前親方町の弘前病院医学校などは設立

も早い時期に属する。

この公立医学校の設立は次第に増加す

と述べている。

公立医学校の設立は、良医の不足を補



「群馬県医学校」(勢多郡新里村・吉田宰治氏所蔵) 現在の桐生明治館

うものとして各地で設置されている。これは医術開進の佳い徵候であると高く評価しているのである。更に公立病院が実地研究のために効果は極めて大きいとしている。この明治十二年の公立医学校は二十校になり、私立を含めると四十六校にも及ぶのである。

群馬県医学校は多くの公立医学校に先んじて発見したことは群馬県令（熊谷県令）楫取素彦をはじめとする県指導者の見識によるところが大であると思われるが、群馬県民の進取の良い面が發揮されたものでもある。

なお、「熊谷医学校」とか「熊谷県医学校」が、熊谷の地で暢発学校内に開設されたとしているものもあるが、熊谷県医学校開業時を文部大輔田中不二麿（代理文部大丞九鬼隆一）宛に提出し、明治九年八月二日に「同ノ通」と認可になつてるので、即座に学校ができると錯覚したのである。学校は生徒が居て学校となるのである。校舎は暢発学校（師範学校の前身）の校舎の一部を予定し、教師は衛生所と暢発学校勤務の職員をあてるのである。学校は生徒が居て学校となるのである。校舎は暢発学校（師範学校の前身）の校舎の一部を予定し、教師は衛生所と暢発学校勤務の職員をあてるのである。認可があつた後に生徒募集、選考してから開校になるわけで、認可がすぐには開校ではなかろう。

さて、明治九年八月二日に熊谷県医学校の設立認可となり、その八月二十一日には群馬県（第二次）となつた。その認可

をもつて前橋に群馬県医学校が設立されることになったのである。

二、第一回群馬県医学校卒業式

明治十四年二月十九日に群馬県医学校の卒業式が挙行されている。医学校總理（校長）は大久保道齋から山崎泰輔にかわっている。

式は午後二時に開会となり、卒業証書を授与し、總理の祝詞、卒業生の代表の答詞、教員の祝詞があつた。参列者は大書記官、県属官、各校長、各界名士。

入学時は校舎も前橋の正幸寺を仮校舎とし、直ちに衛生所兼医学校の建築に着手し、明治十一年五月一日に起工、八月三十日に竣工した。医学校にかけた情熱を思うべきであろう。

なお、「熊谷医学校」とか「熊谷県医学校」が、熊谷の地で暢発学校内に開設されたとしているものもあるが、熊谷県医学校開業時を文部大輔田中不二麿（代理文部大丞九鬼隆一）宛に提出し、明治九年八月二日に「同ノ通」と認可になつてるので、即座に学校ができると錯覚したのである。学校は生徒が居て学校となるのである。校舎は暢発学校（師範学校の前身）の校舎の一部を予定し、教師は衛生所と暢発学校勤務の職員をあてるのである。認可があつた後に生徒募集、選考してから開校になるわけで、認可がすぐには開校ではなかろう。



医学校生徒名（明治11年優等生調）

医学校は三年修業予定が四カ年となり、明治九年十月二十日に願書を集め選考した生徒

が、明治十四年二月に卒業となつた。

募集定員は熊谷県医学校時代の予定は三十人であつたが、群馬県医学校の実際の募集で

は医学自費生徒二十名となつてゐる。明治十四年に実施した第一回卒業式では

「入学する所の尊者の生徒にして、當時同志の学友二十余名の多数なりし」と述

べられているので、二十名以上の入学があつた。卒業生は三名となつてゐる。学校を卒業するまでに至らず退学する者が続出した。県内各地から集まり、下宿し

て四年間も学ぶことの学費のことともあらう。各期ごとの試験から卒業試験を通つても、医師開業試験が待つてゐる。そ

う。名前ごとの試験から卒業試験を通つても、医師開業試験が待つてゐる。そ

縣立醫學校並國立醫學館の建築費

第一建坪（附屬室）武百八十坪合五々
此築造費金七千五百元内該費實用

内譯
金一千五百元内該費五錢半厘 縣稅
金四百元内該費一百五錢半厘 地方稅

金五百元内該費一百五錢半厘 地方稅

既存建物費一千五百元内該費一百五錢半厘 地方稅

敷地 三爻八畳拾壹步

議長から医学生徒養成費は新しく立案の上での会議に附する旨が告げられた。

医学生徒養成費は、三月二十二日に上程された修正案で第二次会、三月二十五日に第三次会が開かれ、医学生徒養成費に郵便電信電話の十二円を新たに加える動機が成立した。

既に前年の明治十三年十二月に医学校附属病院の新設が決められている。この病院費について

医学ノ當世に緊要ナルハ今更ニ説明スルヲ俟タズ、皆ノ人識ル所ナリ。然而

県下ニ医学校アルモ病院ナシ。専ラ生徒ヲシテ実驗セシムルヲ得ズ、是積年

ノ遺憾トスル所ナリ。依テ昨十三年前橋曲輪町ニ医学校附屬病院ヲ建設シ、

以テ入院ト外來トノ患者ヲ治療シ生徒ノ実驗ノ用ニ供セント欲ス。

とした。病院費について、四千八百七十円説と削除説が出た。削除説が多數であつ

た、第三次会でも復活動機が出了。記名投票で十八対十三で否決となつた。三月三十日に「病院費削除ニ相決候処病院ハ不可欠ノモノト認定候ニ付、更ニ県立病院設置議案及下附候、審議可有之此旨相違事」と楫取県令から議長宛に出されている。病院費が削除に決定された。しかし病院は必要欠くべからざるものなので、「県立病院を新しく設置する」という議案を出すので、よろしく審議してもらいたい」というのである。

予算四千九十二円六十五銭であつた。これを常置委員会にかけ、委員会では三千九〇二円六十五銭に削減してかけることにした。ようやく十八対十七で削減し予算が通過したのである。

医学校は廃止と決定になつたが、附属病院はようやく継続し、これが群馬県病院として、現在の群馬会館のところにあつた群馬県衛生所兼医学校の建物を使用して続いたものである。

この群馬県医学校の廃止は、まだこれから設立されてくる公立医学校の中で廃止第一号となつたものである。

この廃止について『文部省第九年報』(明治十四年)は

県立医学校一箇アリテ、其結構及び器械等諸般ノ儲設ノ整頓セルコト、他ノ府県中希ニ觀ル所ナリシカ、本年ノ廃会議決ヲ以テ之ヲ廃止シ、生徒若干名

ヲ東京大学医学部ノ別課ニ入学セシムルノ法ヲ設ケタリ、夫レ此ノ如キノ経営アリ、而シテ之ヲ阻止セレハ最モ惜ム可シトス、況ヤ医学部ハ固ヨリ生徒ノ定員アリ漫ニ無数ノ志願者ヲ待テ得ヘキニ非サルヲヤ。

一、募集に応ズルノ生徒僅々ニシテ、之ヲ養成スルニ多額ノ金額ヲ用フルハ、功其費ヲ償ハザルトス

二、明治十四年度地方税ノ非常三増加シテ民力之レガ負担ニ堪ヘ難キトス

三、本県ノ東京ニ近接スルガ為メニ生徒ヲ東京大学医学部別課ニ托スレバ、其教養ノ途ニ於テ支障ナシト為ス

斯とあることから、経済的理由をあげているのが大部分である。

その医学校にかけた費用はどこから出しているかのことは明らかにされていない。しかし県会の質疑の中から窺うことができる。

医学校の最初の建議は二つあつた。一つは調査委員を議会から選出して決算を調査すること。二つは賦金を地方税に組入されること。三つは貸座敷の改良である。明治五年九月にいわゆる赤線地帯に働く娼妓解放令が出ているが、營業を続

ける者から相当する税をとる、その税を賦金という。当時娼妓は「正当な人間のすることないから税とは言わないで賦金」(議事録)といわれた。その賦金は雑ム司シトス、況ヤ医学部ハ固ヨリ生徒ノ定員アリ漫ニ無数ノ志願者ヲ待テ得建て前としての廃止理由はやはり『文部省年報』に

一、衛生関係は警察の取扱いがあつたから、当然のように医学校費も使用することができる。第一回県会が明治十二年五月一日に開会され、翌日の討論に早速、この費用の問題が出て、こうした問題は議会の場では問うべきことではないということで答弁がしぶり問題になつた。警察の一つは貸座敷改良のこととて県議会によるとの廃娼運動の最初であった。

廃娼への決議を押し進めながら、その費用で医学校運営することはできないというのが、医学校廃止の本当の理由である。そして、いわゆる賦金は税金として表に出すべきであると決議したのである。年一度の議会なので廃娼建議は、翌明治十三年のことである。かくて、その

止となり、廃娼と共に医学校が消えたのである。

群馬県医学校が廃止になつたことは、建て前から見れば誠に残念であり、教育への関心が低いようにとられるであろうが、その背景は日本最初の廃娼へつながるものであった。

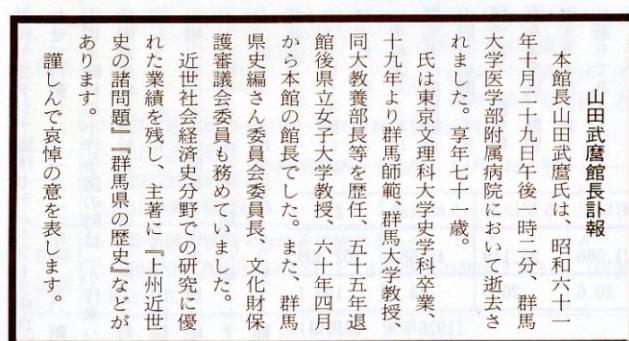
本館長山田武蔵氏は、昭和六十年十月二十九日午後一時二分、群馬大学医学部附属病院において逝去されました。享年七十一歳。

山田武蔵館長訃報

氏は東京文理科大学史学科卒業、十九年より群馬師範、群馬大学教授、同大教養部長等を歴任、五十五年退館後県立女子大学教授、六十年四月から出されているとのことです。建設の一つは貸座敷改良のこととて県議会によるとの廃娼運動の最初であった。

廃娼への決議を押し進めながら、その費用で医学校運営することはできないというのが、医学校廃止の本当の理由である。そして、いわゆる賦金は税金として表に出すべきであると決議したのであります。

近世社会経済史分野での研究に優れた業績を残し、主著に『上州近世史の諸問題』『群馬県の歴史』などが譲りしんで哀悼の意を表します。



医学校の印影

高校日本史学習における文書館史料の活用

—「小作争議」史料の紹介を中心に—

文書館指導主事 一 倉 喜 好

一、小作争議史料の所在

「群馬県行政文書簿冊目録」(文書館編)の第1集は明治期、第2集は大正期、第3集は昭和前期になっている。各目録の中の「勧業・小作」の項に、小作争議関係の簿冊がのつている。明治期では「小作慣行調査(明治45年)」、大正期では「小作慣行調査(大正10年)」、「小作調停(同15年)」、昭和前期では「小作調停」「小作資料」(昭和2年~16年)などがそれである。(ほかに「群馬県史 資料編」の「20事件騒擾」中の強戸村小作争議、「24産業2」の中の地主制の項がかかわってくらる。)文書館蔵の県庁文書は、今までもなく行政側のものであることを断つておきたい。

二、指導の重点と内容

清水書院「高等学校日本史 新訂版」(昭和62年度)の「大正期の農村」・「恐慌と社会運動」の学習における指導の重点と主な内容は次のようなものであると考えられる。

①ロシア革命、米騒動などを契機に勤労階級の意識が高まつたこと。

②持込ミ辞職スルノ旨ヲ申告

史料⑦ 「明治45年小作慣行調査」・
史料⑧ 「小作の重點と内容」

「群馬県行政文書簿冊目録」(文書館編)の第1集は明治期、第2集は大正期、第3集は昭和前期になっている。各目録の中の「勧業・小作」の項に、小作争議関係の簿冊がのつっている。明治期では「小作慣行調査(明治45年)」、大正期では「小作慣行調査(大正10年)」、「小作調停(同15年)」、昭和前期では「小作調停」「小作資料」(昭和2年~16年)などがそれである。(ほかに「群馬県史 資料編」の「20事件騒擾」中の強戸村小作争議、「24産業2」の中の地主制の項がかかわってくらる。)文書館蔵の県庁文書は、今までもなく行政側のものであることを断つておきたい。

②地主への隸属から脱却し、小作争議が第一次大戦中から起つてきたこと。

③小作争議が日本資本主義の主要矛盾の一つであつたこと。

④各地に小作人組合、一九二三年日本農民組合が結成されたこと。(同年日本共産党結成)

⑤一九二四年小作調停法を公布・施行し、一九二六年から自作農創設維持がはじめられたこと。(一九二五年治安維持法公布・普通選挙法公布)

⑥昭和恐慌前後から小作争議は強化され一九三五年が最も多かつたが、戦争の深化で減少したこと。

(1926年末 群馬県)

「大正10年小作慣行調査」は、ほとんどのが発表されているが、大正10年のものが町村の分がある。小作慣行調査は明治18年、大正元年、同10年、昭和10年の調査結果とを反映して……最もくわしい(『国史大辞典』)。(県から農商務省に提出した概要是、土屋喬雄編『大正十年府県小作慣行調査集成』に入っている。)自分の居住する地域の小作慣行調査を読むことをお勧めしたい。調査事項の最後に、「小作ニ閑スル慣行ノ改善ヲ要スル諸点、理由及其ノ方策」があるので二三例あげてみたい。

「地主小作人ハ一家ニ於ケル親子同様親善円満」「天候不順でも一定額の小作料を納入される制度は」果シテ此ノ社会ニ認ムベキヤ、果シテ正義ニ反セサルヤ、「地主ノ了解ヲ得テ適當ノ方法ヲ以テ土地ヲ小作人ニ分譲シ、以テ中堅ナル自作農ノ増加ヲ計リ」などと記されている。

(昭36年)

史料⑨ これは表1・2のようによく小作農の割合、耕作地の所有率の表である。(簿冊番号大591)

表1 自作・小作農の推移(群馬県)

	1920年	1926年
自 作	33,646人	34,134人
自作農兼小作	43,815	48,203
小 作	33,913	32,894
小作者の率	30.4%	28.5%

表2 耕作地の規模別土地所有の割合

	10町以上	5町以上	3町以上	1町以上	5反以上	5反未満	計
所有者	人 697	人 2,207	人 5,487	人 21,086	人 27,149	人 45,683	人 102,309
%	0.7	2.2	5.4	20.6	26.5	44.7	100.1

(1926年末 群馬県)

学校生徒ラシテ盟体セシムルコトヲ申合せて行動した。一九二六年十二月、新田郡木崎村の小作争議の時は、「小作米ハ矢場川村の争議の時は、「小作者ハ屢々地主ト交渉ヲ為シタルモ、地主ハ頑トシテ之ニ応セス、土地ヲ返還スルニ於テハ軽減要求ヲ容ルヘシ」という事態になつた。(大869)

(昭36年)

史料⑩ これは群馬県の農民組合の設立に関する史料である。設立状況を年度別、郡別にすると次の表3の通りである。(史料は昭和2年9月現在)

(昭36年)

表3 農民組合設立狀況

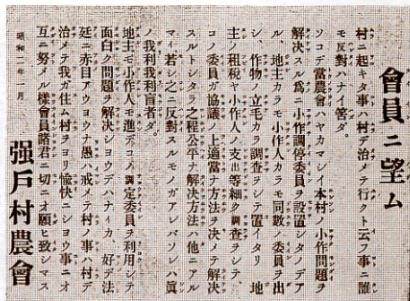
郡	数	年	数
群馬	11	1921	2
新田	4	1922	3
山田	3	1923	1
多野	3	1924	6
北甘樂	2	1925	3
佐波	2	1926	8
邑樂	2	1927	3
計	27	(未)	1
		計	27

入」をした。

史料キ これは小作争議の推移を知ることができる史料である。

史料④ これは写真にあるように、小作争議・農民組合で有名な新田郡強戸村の小作調停委員会設置のビラである。

昭
36
-
2



小作調査委員の設置

史料④ これは自作農創設のものである。この関係の史料が多い。「自作農創設（維持）資金」（昭57）に、群馬県は「大正十三年ヨリ自作農創設計画ヲ樹立……大正十五・昭和元年ヨリハ農林省ヨリ補助金ノ交付ヲ仰キ、爾後毎年度資金ヲ賛助する。

下の学習案は、通史の学習の中に文書館蔵史料を位置づけた例であるが、そのほかテーマ学習として活用することができると考えられる。

返還強要シ」（昭175年）

学習主題 恐慌と社会運動——小作争議の展開——

	学習活動・内容	文書館史料活用の指導上の留意点
導入	<ul style="list-style-type: none"> ○大戦景気→日本経済の未曾有の発展 ○1917 ロシア革命 <ul style="list-style-type: none"> └新人会・建設者同盟 労働者・農民運動との結びつき ↓ ○1918 米騒動→民衆の政治的自覚 ⑦ 	<p>(ア)は、史料の記号を示す)</p> <p>⑦ 自分の地域の小作慣行調査を読み、改善点をどう考えてよいかについて考えさせる。</p> <p>① 小作者の率が約30%、5反未満の耕作地所有者が約45%、生活を推測させる。</p>
展開	<ul style="list-style-type: none"> ○民主的風潮→農村へ波及 <ul style="list-style-type: none"> └全耕地の半分近くは小作地 ④ ○戦後恐慌→農民経済に打撃→小作争議→小作料減免要求 ⑦→(1920) <ul style="list-style-type: none"> └小作人組合 ⑤→日本農民組合 1922 日本共産党 政府 { 1924 小作調停法 ⑥ 1926 自作農創設 ⑦ ○1925 治安維持法公布→1926 治安警察法改正 ○1927 金融恐慌 } 小作料滞納→土地取り上げ反対 ⑧←1929 世界恐慌 ○1931 滿州事変起る 	<p>② 小作争議には、いろいろなケースがあることを知らせる。</p> <p>⑤ 農民組合の設立が、郡によって異なること、恐慌時に多いことに気づかせる。</p> <p>⑥ 小作調停委員設置の背景について考えさせる。強戸村の須永好や小作官についても調べてみよう。</p> <p>⑦ 自作農創設は、どういう意図ではじめられたかを考えさせる。</p> <p>⑧ 群馬県の小作官(奏任)は多胡覺朗。この史料から小作争議の推移をとらえさせる。</p>
整理 (評価)	<ul style="list-style-type: none"> ○小作争議の展開・推移を理解できたか。 ○地租改正、農地改革の流れと、小作争議の関係はどうか。(研究問題として) 	

文書館における

資料のマイクロ化について

文書館主事 岡田昭二

文書館では群馬県民の文化遺産である歴史資料（行政文書・古文書・日記など）を県庁からの管理委任、県内外からの寄贈・寄託等によって収集し、資料の散逸を未然に防止するとともに、それを整理・保存し、利用にも努めています。

しかし、歴史的に貴重な資料であつても、それが他の機関に収蔵されていて原物で収集できないものがあります。例えば県内の藩閥史料は各地域の資料館や図書館に保存されていることが多く、明治期の行政文書である「御指令本書」も国立史料館に保存されています。また個人所有の家別文書も寄贈・寄託による収集が困難なものが多くあります。

このように原資料が収集できないものについて、文書館ではマイクロフィルム（35ミリ100フィート無孔ロールフィルム使用）に撮影して整理・保存し、閲覧利用に供しています。

これとは別に、すでに文書館に収蔵されている文書の中で、虫やカビなどによる破損の著しいもの、酸性紙でボロボロになつているもの、さらに利用頻度が高い

の地下2階にあるマイクロフィルム保管室で保存します。保管室はフィルムを将来できるだけ永く保存していくために、24時間恒温（気温20度以下）恒湿（湿度40%）の状態にしてあります。

撮影フィルムは単に保存されているだけでは意味がありません。資料は利用されこそほじめて役立つものです。このため、文書館の一例です。

資料のマイクロ化は、原資料を火災など不慮の事故で焼失した場合にも、フィルムからある程度まで原資料の復元ができますので、原資料の保存には最も有効的な方法の一つと思われます。したがって、資料のマイクロ化は管理委任や寄贈・寄託による資料収集とともに本館の主要な業務になつてきています。

なお、資料のマイクロ撮影は、文書館内のマイクロ撮影室で館員が行つたり、専門の撮影業者へ委託して行つています。

次に、撮影したマイクロフィルムの保存方法について述べます。文書館では撮影したフィルムは、万一原資料が紛失などした場合、残されたフィルムこそが貴重な資料となるわけですから、厳重にしまして、永久的保存するようとしています。

マイクロ撮影には当然限界があり、原資料に勝るものはありません。原資料を保存する意味で今後さらにはマイクロ化を進めいく必要を感じています。



マイクロ資料の排架状況

マイクロ収集資料一覧

資料	リール	製本	冊
前橋藩酒井家史料	69	○	213
同 酒井家文書	277		844
同 松平家記録	216	○	702
同 松平家家臣文書	19	△	52
高崎藩大河内家文書	7	○	22
同 間部家文書	2	○	5
同 井伊家文書	23	△	66
同 大河内家家臣文書	26	○	59
同 間部家家臣文書	1	○	1
林藩秋元家文書	53	○	190
安中藩板倉家家臣文書	26		67
沼田藩土岐家文書	11		28
小幡藩松平家家臣文書	30		77
前橋市藤井家文書	11	○	31
藤岡市大戸家文書	4		5
蚕業試験場資料	3	○	7
群馬県報（明治19～）		○	96

○は閲覧可、△は一部可

利用者の



特別展「群馬のむら」を見て

赤松よし子

文書館一階の正面奥に展示された「農事一式の図」の屏風絵に誘われて「群馬のむら」展に歩を進めました。

私の生い育った村は、そして今、住んでいる町はどのようにして現在の村や町になったのだろうかといふ素朴な疑問を持つて見始めました。わかりやすく整理された地図や文政期の絵図から子どもの頃に親しんだ大字名を村名とした文書が急に身近に感じられました。

五人組帳前書や吉利支丹類帳、キリスト教徒者預り書等で領主による厳しく統制されたむらの生活がわかりました。上意下達のしきみが名主から小前末まで徹底してできていたのでしょう。

明治新政府による町村合併の様子を行政文書で興味深く見ました。明治維新から二十年余りという短期間にこれ程の大改革をきめ細かに実施した明治人の行政力に感服すると共に、その基礎が江戸時代にあつたことを知りました。文化が次の時代へ継承され発展した姿をまた、文化にして、文化継承の重さを教えてくれた古文書にも限りない重みを感じたひとときでした。

郷土史講座に参加して

山本元治



郷土史講座の風景

炳魚の会だより

岡田耕栄

「近世における農民支配と農民の姿」と題した講演は、主に上野国の村々のことを具体的な資料にもとづいて解説したもので、とても興味深く拝聴いたしました。

特に、吾妻方面のことは、自分の生れ故郷でもあり、親しみ深く耳新しいことを沢山知ることができました。

将軍の名と同じ文字をもつ庶民の名前の改名のお達しも始めて知り、随分封建的なことをしたものだと思いました。

金連判のこと、農民の知恵で、首謀がわからぬようなことを考え出したのだ、とのお話でした。慶安のお触書の内

容にあつたことは、寒村の貧農の家に生まれた私は、今思い返してみると日常実践して来た様な気がします。起きをして朝草を刈つて来るのは毎日の日課だったし、夜なべに、わらたきをす

るのは子供の仕事だったので今にして思えばとてもなつかしい。どの内容も興味深く、大変よい勉強になりました。

古文書同好会だより

阿久津怜子

結成後三年、その間会員の出入りは若干ありました。午前の部を合せて百余名の会員の姿を見る

と感慨ひとしおです。今後よりきめ細かに運営、適切な資料作成をしなければと胆に銘じています。

三周年記念の一環として、九月中旬六十余名の参加を得て井上定幸先生を来賓に迎え、榛名吾妻荘で解説学習を実施しました。古文書の解説だけでなく、会員

相互のコミュニケーションも図られ、翌朝は会運営に関する意見や要望をお伺い

して、有意義のうちに終了することがで

きました。忘年会、新年会を望む声も聞かれ人の交りの楽しさと大きさを痛感しました。

目下午前の部は、江戸時代幕府が諸藩支配下の役所・役人・家臣や町人・農民寺社を対象に出した「定書」を読んでいました。午後の部では、「沼田根元記」即ち江戸初期の武士が、沼田及び北毛地域の戦国時代の有様を六十四頁にわたって記したもので、興味深く読み終えました。

今年は炳魚の会は四年目を迎えます。古文書解説愛好者の一層のご発展を祈念いたします。

読む前に、このような文書の出所や宛所、その背景などを知ることが大切です。

これによつて解説も容易になり、その内容も理解できるようになります。

そして各自が読み入りますが、歌になるとなかなか読めません。一例を上げますと「見ち乃木當爾轉ま理都久和礼母

未し里天竺能奈可爾飛不ミ餘以武那奈閑都氣者」これは一人ではなくて読めません。でもしたが、同好者が何人か寄れば「道の岐み手越づく吾妻も交りてその中に一二三四五六七長つけは」と歌として、続けて読めるようになります。同好の者が集つて学ぶということの意義を改めて

痛感して感謝しております。

平安中期以降にあらわれた署名の方法です。自分の名乗りを階書体で書いた場合を草合自署といい、草書で書いた場合を草名体といい、それがさらに判読できないほど図案化されたとき花押と呼ばれるようです。その使用者や意匠によって公家様、武家様、平民様、二合体、二別体、一字体、別用体などと分類されることも

花押（かおう）とはどんなものですか？

A	Q	A	Q	A
A	Q	A	Q	A
コ	！	ナ	！	レブアレンス
A	Q	A	Q	A
A	Q	A	Q	A
A	Q	A	Q	A
A	Q	A	Q	A
A	Q	A	Q	A

また、花押の角字を人の性じゅうにあわせ、陰陽五行説などと関連させ、面倒な型式を生み出し、天文博士、僧侶、学者などに依頼作製されるものもありました。

告
知
板

(主幹兼専門員 駒形義夫)

期間以外は展示室が閉鎖されています。そこで、今年から本県の歴史に関する古文書、写真、資料の保存方法などをわざと見ていたくための常設展示の準備を進めています。ご期待ください。

島美津子(長岡短期大学教授)
第8回長期古文書解説講座
田中康雄(前出)第12回まで
特別展「文書にみる群馬の
むら」(～11・22日)

平安中期以降にあらわれた署名の方法です。自分の名乗りを階書体で書いた場合を自署といい、草書で書いた場合を草署といいます。この二つを併用する者もいました。

ほど図案化されたとき花押と呼ばれるよ

うです。その使用者や意匠によつて公家

林武家林立貞林二合体二別体

押

明の花

原賴

あります。ふつう、判、書判、とも呼ば

れ、本来は自己の名乗りでありますから、

且猶て用いられまつてすが、錦倉其以降

とも多くなりました。花押使用の目的は、

本来印章と同じく文書を正確にする意味

一 但月をねむれりて たがひ 目筆で書く
二 三日心要炎牛アシカ ば、 馬料

ことか必要条件ですか
中には右筆（書記役）
が本文のみならず花押



源頼朝の花押

★常設展について

文書館の展示活動は、今まで行政文書展、家別の古文書展、特別展など年三回実施して参りましたが、その展示

61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
8	8	8	8	8	8	7	7	7	7	7	7
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
23	21	27	9	8	2	29	28	27	20	13	13
田畠 勉 (群馬高専教授)	田中 康雄 (文書館古文書課長)	木久志 (立教大教授)	文書館運営協議会	第一回郷土史研究講座、藤 田アジオ(国立歴史民俗博物館 研究集会(浦和市)	行政文書一括くん蒸 教授)	行政文書管理委任・収集作 業開始(~8・5日)	行政文書展・昭和戦前期の できごと」(~8・30日)	第一回郷土史研究講座、藤 田アジオ(国立歴史民俗博物館 研究集会(浦和市)	第3回長期古文書解説講座 田畠 勉 (群馬高専教授)	第2回長期古文書解説講座 田中 康雄 (文書館古文書課長)	第一回長期古文書解説講座 田畠 勉 (群馬高専教授)

發行／群馬県立文書館
前橋市文京町三丁目七番六号
(033) 三一三二〇
印刷／朝日印刷工業株式会社
(033) 五二一三三

發行／群馬県立文書館
前橋市文京町三丁目七番六号
(033) 三一三二〇
印刷／朝日印刷工業株式会社
(033) 五二二二三